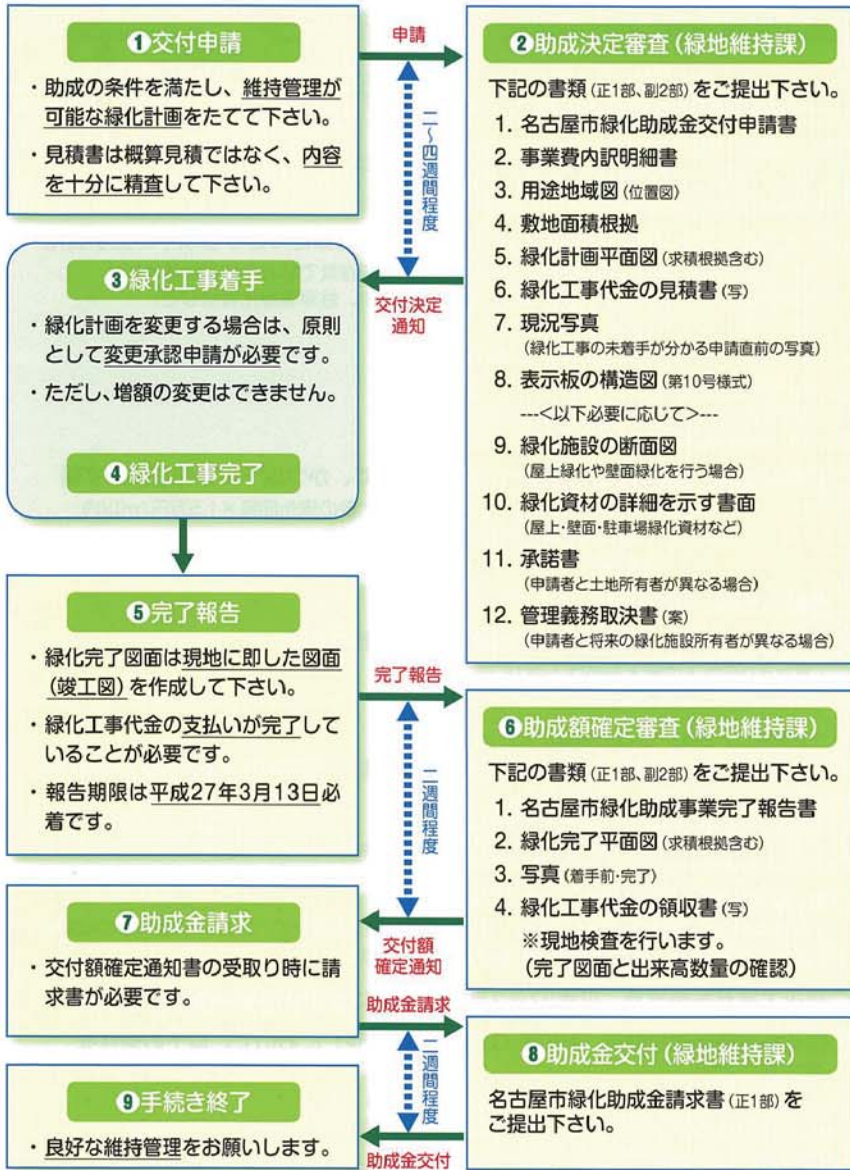


## みどりの補助金の手続きの流れ



【お問い合わせ】

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課 緑化指導審査係(市役所西庁舎5階)  
TEL052-972-2465 FAX052-972-4143

名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

みどりの補助金  検索

民有地の優良な緑化工事に対する  
助成事業のご案内



ヒートアイランド現象の緩和や火災時の延焼防止など、  
人々が安全・快適に生活するために緑の存在は欠かせません。  
名古屋市では、「あいち森と緑づくり税(愛知県税)」を財源に、  
「みどりの補助金」の事業を行っています。

名古屋市

# 平成26年度の主な変更点のお知らせ

平成21～25年度の「名古屋市 民間施設緑化支援事業」は、平成26年度から「名古屋市 民有地緑化助成事業」に事業名称を変更しました。

## 隣地と一団(複数)での緑化工事にも助成します

隣地などと合算して80㎡以上確保できれば、助成が受けられるようになりました。  
(生垣のみの場合、合算した延長が50m以上必要です)

※申請には細かなルールがありますので、詳しくは「申請の手引き」をご参照ください。

## 壁面緑化を施工する全面積を助成します

植物の根が生育できる資材(ヤシ殻マットなど)を壁面に設置する場合、資材を設置した全面積を対象に、助成が受けられるようになりました。

※ただし、緑化地域制度における面積算定では、これまでどおり設置高さ1mまでしか計上できません。

## 塀やフェンスなど構造物への壁面緑化にも助成します

建物外壁の壁面緑化のほか、フェンス・塀など建築物以外の構造物へ行う壁面緑化も、助成対象に加わりました。

※ただし、緑化地域制度における面積算定では、これまでどおり計上できません。

※詳しい内容は「申請の手引き」をご参照ください。  
名古屋市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

### 【ご注意下さい!】

平成26年度から、消費税は、原則、助成の対象になりません。

(詳しくは、第1号様式「名古屋市緑化助成金申請書」の申請者申告欄をご覧ください。)

# お気軽にご相談ください

## 26年度の受付期間

- 4月1日から12月26日まで  
(予算枠に達した場合は受付を終了します)

## 助成の対象

- 屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化**における以下の工事費用
  - ・植栽 (例: 樹木、地被植物、芝など。1～2年程度で枯れる草花は除く)
  - ・植栽基盤 (例: 客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など)
  - ・灌水施設 (例: 散水栓、給水管など)
  - ・本事業により整備したことを示す表示板

## 助成金額と樹木単価の上限額

- 助成金額は、助成対象工事費の**2分の1以内**で、かつ以下の条件を満たす額
  - ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化: それぞれ助成対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内
  - ・空地(地上部)緑化: 助成対象の緑化面積×1万円/㎡以内
  - ・生垣設置のみ: 助成対象の生垣延長×5千円/m以内
- 助成総額は、**10万円以上500万円以下**
- 大径木、仕立物、品種もの等の特殊な樹木においては、
  - ・高さ4.0m以上の樹木単価は上限15万円/本
  - ・高さ4.0m未満の樹木単価は上限6万円/本
- 消費税は、原則、助成の対象になりません。  
(詳しくは、第1号様式「名古屋市緑化助成金申請書」の申請者申告欄をご覧ください)

## 助成の条件

※すべての条件を満たす必要があります。

- 新たに緑化する面積が**80㎡以上**であること  
(助成対象が生垣設置のみの場合は、延長50m以上が必要です。また、隣地などの複数の緑化工事の内積・延長を合算できる場合があります)
- 緑化工事が**未着手で、平成27年3月13日までに完了報告書を提出すること**
- 緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと
  - ・「☆☆(良好な緑化)」以上 (=50点以上) かつ
  - ・高木植栽の評価点が10点以上 (敷地の建ぺい率の最高限度が80%以下の場合)
- 原則として、助成対象となる緑化面積**100㎡あたり1か所以上の灌水施設を設置すること** (もしくは既に設置されていること)
- 助成を受けたことを示す**表示板**を1か所以上設置すること
- 助成対象の緑化施設を**良好に維持保全**すること
  - ・一定の年数が経過した後、状況報告をすること など

NICE GREEN なごや



評価マーク